

1. 補助金額・募集件数

補助金額 : 工事費用(家財処分費及び消費税額を除いた金額)の**3分の1**(千円未満切り捨て)
補助上限額 : **30万円**
募集件数 : **5件**(先着順)

2. 対象となる建築物

江別市内に所在し、次の**すべて**の要件を満たす空き家等

- 個人が所有していること
- 市が認定する特定空家等のうち、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であること
- 所有権以外の権利が設定されていないこと
- おおむね年間を通じて使用していないこと
- 故意に破損させていないこと

3. 対象となる方

対象となる建築物の所有者等(所有者が死亡している場合は相続人)であって、次の**すべて**の要件を満たす方

- 対象建築物を売買により取得した場合、**事前調査申請時**において取得してから**1年以上経過**していること
- 申請者の世帯員全員が**市税を滞納**していないこと
- 申請者の世帯員全員が**暴力団員**ではないこと
- 対象建築物の所有者等(所有者等が複数いる場合は、当該所有者等全員)が過去に本補助金の交付を受けていないこと

4. 対象となる工事

次の**すべて**の要件を満たす工事

- 対象建築物及びその敷地内の門、塀、樹木等を**すべて解体(除却)**する工事であること
- 補助金の**交付決定後**、申請者が**請負契約を締結**すること
- 令和4年2月28日(月)**までに実績報告ができる工事であること

5. 施工業者の要件

江別市内に事業所、支店または営業所を置く**建設業者**であって、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき**道知事の解体工事者登録**を受けた事業者、または**建設業法による許可**を受け建設工事を請け負う事業者であること

危険な空き家

の解体にかかる費用の一部を助成します!!

江別市特定空家等解体補助金

江別市内の生活環境の保全を図るため、倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあり、周囲への影響と危険の切迫性が認められる空き家(特定空家等)を解体(除却)する場合に解体費用の一部を助成します。

最大**30万円**



募集期間

令和3年5月10日(月)～令和3年8月31日(火)

※補助対象となる空き家が募集件数(5件)に達し次第、受付を終了します(先着順)

«お問合せ先»

江別市建設部建築指導課

江別市高砂町6番地 市役所別館(建設部)1階

☎ 011-381-1042

FAX 011-381-1078

✉ kenchikushido@city.ebetsu.lg.jp

江別市特定空家等解体補助金の手続の流れ



事前調査について

事前調査申請後、申請された空き家の状態を、現地または現況写真にて市の職員が調査・判定し、結果を通知します。

事前調査申請 受付期間

令和3年5月10日(月)～令和3年8月31日(火)

※建築指導課の窓口または郵送（令和3年8月31日必着）

にて受付します

※補助対象となる空き家が募集件数（5件）に達し次第、受付を終了します（先着順）

事前調査申請に必要な書類

- 事前調査申請書
- 空き家等及び土地の登記簿の全部事項証明書
- 空き家等の所有者等であることを確認できる書類
- 空き家等の付近見取図
- 空き家等の保安上危険となるおそれのある部分の現況写真
- その他市長が必要と認める書類

「空き家等の適正管理は所有者等の責務です」

放置された空き家が倒壊したり、落雪や建材の飛散により他人に被害を与えた場合、空き家の所有者または管理者に対して賠償責任が問われることがあります。

周囲に悪影響を及ぼす前に適正な管理をお願いします。

交付申請について

事前調査の結果、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態と認められ、交付仮決定通知を受けた場合のみ、交付申請をすることができます。交付仮決定通知を受けた方は、速やかに交付申請をしてください。

交付申請後、申請された内容について市で審査し、結果を通知します。

なお、工事の請負契約及び着手は、必ず交付決定通知を受けてから行ってください。（交付仮決定通知とお間違えのないようご注意ください。）

交付申請 受付期間

令和3年5月10日(月)～令和3年9月30日(木)

※建築指導課の窓口または郵送（令和3年9月30日必着）にて受付します

交付申請に必要な書類

- 交付申請書
- 世帯員全員の住民票の写し
- 解体工事の見積書の写し（内訳明細のあるもの）
- 工事施工予定者が市内解体業者に該当することを確認できる書類
- 所有者等（相続人含む。）が複数いる場合は、全員の同意書
- その他市長が必要と認める書類

実績報告について

交付決定通知を受けた方は、工事完了後、速やかに実績報告をしてください。

なお、交付申請内容に変更が生じた場合は、変更内容が分かる書類を添えて、別途変更申請をする必要があります。

実績報告期限

令和4年2月28日(月)まで

※建築指導課の窓口または郵送（令和4年2月28日必着）にて受付します

実績報告に必要な書類

- 実績報告書
- 解体工事の請負契約書の写し
- 解体工事費の領収書の写し
- 解体工事後の現況写真
- 世帯員全員（納税義務者に限る。）の完納証明
- その他市長が必要と認める書類

補助金の請求について

実績報告後、報告された内容について市で審査し、その内容が適正であるときは補助金を交付しますので、別途請求書を提出してください。なお、請求書の提出は実績報告と同時でもかまいません。